

# 資料

平成26年8月26日  
厚生委員会  
報告事項資料  
子ども家庭部保育対策課

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い設定する 教育・保育施設等の利用者負担額について

### 1 報告趣旨

子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担額については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準を限度として、実施主体である市が新たに設定するものである。

子ども・子育て支援審議会からの意見を踏まえ利用者負担額（案）を策定したため、新制度への円滑な移行に向け、事業者及び利用者等に周知していく。

### 2 報告内容

#### (1) 設定の考え方

- ア 現行の利用者負担額の水準を基本とし、市民税額の所得割額を基に階層区分を設定
- イ 階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額を適用
- ウ 保育認定を受けた子どもの利用者負担額については、保育標準時間と保育短時間に対応する2つの区分を設定
- エ 保育認定を受けた子どもと教育認定を受けた子どもとの利用者負担額のバランスを考慮

#### (2) 利用者負担額（保育料）階層区分表（案）

裏面のとおり

#### (3) スケジュール

- 9月～ 各事業者及び在園児保護者への説明
- 10月～ 幼稚園等入園児募集  
(入園説明会等で入園希望園児保護者に説明)
- 11月～ 保育所等入園児募集 (入園のしおりに掲載)